



平成 30 年 7 月号

外国人の被扶養認定について

毎年 7 月には、健康保険の被扶養者の状況調査・資格再確認があります。（全国健康保険協会他）今年から、海外在住の被扶養者について必要書類が追加になりましたので、外国人従業員の被扶養者認定の手続きについて、必要な書類、留意点をご紹介します。

＜健康保険の被扶養者認定に必要な添付書類＞（全国健康保険協会の場合）

日本で暮らす家族の場合

1. 収入要件確認のための書類

収入要件は、原則、年間収入が 130 万円未満になります。ただし、60 歳以上である場合または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者である場合は、年間収入が 180 万円未満です。所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている者は、事業主の証明があれば添付書類は不要ですが、それ以外の場合は適宜収入を確認できる書類が必要です。

2. 続柄確認のための書類

被保険者と別姓の被扶養者が対象となり、外国人従業員の場合は必要なケースがあります。

「被扶養者の戸籍謄本（被保険者との続柄がわかるもの）」もしくは、「被保険者世帯全員の住民票（コピー不可・個人番号の記載がないもの、続柄が確認できるもの）」

海外で暮らす家族（別居）の場合 1 及び 2 が外国語で作成されているときは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文も必要です。

1. 収入要件確認のための書類

①扶養される方の年間収入が 130 万円未満（扶養される方が 60 歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は 180 万円未満）であることが確認できる次のいずれかの書類を添付してください。

（収入がある場合） 公的機関又は勤務先から発行された収入証明書

（収入がない場合） 収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類

②扶養される方に対する被保険者からの送金事実と仕送り額が確認できる書類として、金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写しを添付してください。

※被扶養者として認定されるためには、扶養される方の年間収入が被保険者からの年間の仕送り額未満であることが必要です。

2. 被保険者との続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

例＜中国の場合＞ 中国政府が発行した、「結婚公証書」や「出生公証書」のコピー等

3. 現況申立書の作成→今年から必要になりました。

<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/kenpo-todoke/hihokensha/20141224.files/genkyoumousitatesyo.pdf>

尚、健康保険組合では取り扱いが異なることがありますので、個別に確認が必要です。（健康保険組合によっては、海外に在住する家族の被扶養者認定を認めていない場合もあります）

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>